

下水道指定工事店申請(新規及び更新)に必要な書類一覧表

平内町役場 平内町地域整備課 Tel 017-755-2116 / FAX 017-755-5845

★申請書の提出は期限の1ヶ月前から申請可能です(平内町役場へ直接提出または郵送により申請してください)。

→送付先 〒039-3321 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊 63 平内町役場 平内町地域整備課 宛

★役場からの指定工事店証発行は、申請に問題がない場合、申請から約 10 日前後に郵送または直接交付により発行します。

書 類 名	個人	法人	書類入手場所	備考
①指定工事店(新規・更新)指定申請書	○	○	平内町役場	様式第5号
②住民票の写し又は外国人登録済証明書 (原本添付)	○	○	市町村役場	代表者の分のみ
③履歴書	○	○	市販の履歴書	代表者の分のみ
④市町村役場発行の身分証明書 (原本添付)	○ (代表者 分のみ)	○ (代表者 と役員全 員分)	市町村役場	法人は代表者と役員全員分(もし監査役が役員である場合は監査役分も必要)が必要 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しないことを証する書類となります。
⑤誓約書	○	○	平内町役場	参考様式 ※1
⑥商業登記事項証明書(原本添付)		○	法務局	現在事項全部証明書
⑦定款の写し		○		
⑧営業所の所在地付近見取図	○	○	平内町役場	様式第6号
⑨専属責任技術者名簿	○	○	平内町役場	様式第7号
⑩責任技術者証の写し	○	○		有効期限注意
⑪配管工資格証の写し	○	○		有効期限注意
⑫雇用関係を証する書類	○	○		・組合健康保険の写し ・政府管掌健康保険被保険者証の写し(国保保険証は不可) ・雇用保険被保険者資格取得通知の写し及び領収書の写し ・従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿の写し若しくは所得税総額領収書の写し 上記のいずれかを添付
⑬設備及び機材調書 ・新規申請時のみ写真を添付すること ・更新時は機材調書(機材の一覧表)のみ添付とし写真添付と機材等の現物確認は不要です	○	○	平内町役場	様式第8号 新規申請の場合、機材等の現物の確認を受ける必要があります(更新は不要) ※2 ・金切りノコ、カッターその他の管の切断工具 ・やすり、面取り器その他の管の加工用具 ・トーチランプ、パイプレンチその他管接合用器具 ・水平器、レベルその他の測量機器 ・スコップ、つるはし、その他の掘削用機械器具 ・その他工事に必要な機材等
⑭納税証明書(原本添付) ・新規申請時のみ必要。更新時は不要	○	○	市町村役場 又は 税務署	・個人においては市町村役場が発行する市町村民税納税証明書(代表者分のみ) ・法人においては税務署発行の法人税納税証明書(「納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明」又は「未納の税額がないことの証明」) ※3

その他・・・指定工事店の新規申請及び更新(2年に1回)ともに、**指定工事店証交付手数料として1万円が必要**となります(平内町が発行する納付書により納付していただきます)

※1 下水道に関する法令等に違反行為による指定取り消しから2年を経過していない場合、下水道業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約する書類となります。

※2 新規申請時のみ⑫設備及び機材調書に記載された機材等について、申請書提出～指定工事店証の交付を受ける間に、機材等を平内町地域整備課に持参していただき、確認を受ける必要があります。また、持参できない(大型な)機材等については申請書添付の写真のみで可とします。

※3 法人税納税証明書の入手が困難な場合等は個人に準じて代表者の市町村民税納税証明書を添付すること。

※ その他町長が必要と認める書類は納税証明書のほかに、必要に応じて提出していただく場合があります。

新規・更新 業者名

新しい指定工事店証の引渡 来庁・郵送

設備及び機材の確認日

年

月

日

午前・午後

時

分頃